

## なぜシンガポールの海事仲裁に注目すべきなのか

高橋 宏 司

(同志社大学法科大学院助教授)

シンガポールでは、一年半前(2004年3月)にシンガポール海事財団(Singapore Maritime Foundation)が設立され、一年前(2004年11月)にシンガポール海事仲裁所(Singapore Chamber of Maritime Arbitration)が設立された。海峡に面していて寄港する船も多いことから、シンガポールは海運立国であり、これらの設立は自然な動きとも思われる。しかし、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre)が10年以上にわたり活動している中、あえて海事について新たな仲裁センターを設立した理由は何なのか。海に囲まれて同じく海運国である日本にも、海事仲裁機関(日本海運集会所)と、より一般的な仲裁機関(日本商事仲裁協会)が並存するが、日本では海運集会所が先に設立されているため、事情が異なる。

このような疑問を持っていたところ、昨年、シドニーで開かれた仲裁の国際学会で、偶然、Dato Jude P Benny(Datoはマレーシア国王から授与された称号で英語ではSirに当たるそうである)にお会いし、同氏がシンガポール海事仲裁所の創設者であることを知り、海事法律紛争について意見交換を重ねるうちに当分野における同氏の深い造詣に接した。

ワールドワイドビジネス研究センターでは、本年(2005年)7月にも中国の仲裁についてシンポジウムを開いていることから、国際商事仲裁について継続的に解明していく意義があると考え、Benny氏を招聘し、シンガポール海事仲裁所の設立の背景・目的について講演をお願いすることにした。

Benny氏は、同仲裁所の創設者であるだけでなく、現在でも、諮問委員会の議長、仲裁人という形で関与され続けている。また、シンガポール海事財団のディレクターでもあり、さらに、法律事務所の上席パートナーとして法廷でも海事事件を扱われている。したがって、シンガポールの海事仲裁というテーマでは、これ以上適任の講師は望み得ないと思われる。

本号では、講演のもとになった原稿を掲載するが、実際の講演では、原稿を読むだけでは感じられない同氏の気迫と説得力に満ちた弁論スタイルが印象的であった。旧習にならって لندنばかりに仲裁を持ち込む海事实務の合理性に疑問を投げかけ、アジアの紛争をアジアで解決する実際上のメリットを強調する主張は、強い共鳴を得たものと思う。質疑応答も含め、有意義な講演となった。